都市計画に定められた道路の区域内の地階に建築する自動車車庫についての許可の要綱

川崎市都市計画法施行細則第3条の2第1号イに規定する市長が別に定める要件は、次のとおりとし、全ての要件に該当することを要する。

1 対象区域

- (1) 都市計画に定められた道路の区域内で、事業認可を取得した区域及び道路法等による事業を行っている区域を除く。
- 2 敷地の条件
- (1) 敷地と車の出入りが可能な道路の間に著しい高低差があり、かつ、当該道路の他に車の出入りが不可能な場合。
- (2) 車庫部分を都市計画に定められた道路の区域から外すことが困難な場合。
- 3 車庫の構造等の条件
- (1) 車庫から上部に建築される建築物に直接出入りができない構造であること。
- (2) 自家用の自動車及び自転車の駐車以外の用途に転用しないこと。
- (3) 車庫の広さは、原則として三○平方メートル以下で,かつ、その敷地の許容容積 率の四分の一以下であること。
- (4) 構造は、プレキャスト鉄筋コンクリート造その他これらに類するもので容易に除却できること。
- (5) 車庫の床面と前面道路の路面の中心からの高さに著しい高低差がないこと。
- (6) 都市計画に定められた道路の区域内の建築物の階数は三以下であること。なお、 車庫が別棟の場合で、その上部に重なって建築物がある場合は、それらの建築物を一 の建築物とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行し、同日以後に申請のあったものから適用する。